

第10回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第7回宮城県危機管理対策本部会議
議事録

日時：令和2年5月26日（火）午後2時30分から
場所：行政庁舎4階 特別会議室

（危機管理監）

ただいまから、第10回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び第7回宮城県危機管理対策本部会議を開催します。

議事進行を本部長である村井知事をお願いいたします。

（本部長：知事）

昨日の政府対策本部において、全国の緊急事態宣言が解除されました。本県は、5月14日から緊急事態措置が解除となっておりますが、昨日の基本的対処方針の改定を受けて、本日は、今後の本県の対応等について協議を行います。

はじめに、「1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」、保健福祉部長から説明してください。

（保健福祉部長）

< 資料1について説明 >

（本部長：知事）

いまの保健福祉部長の説明について、ご意見ご質問は、よろしいですね。

次に、「2 緊急事態宣言解除後の対応について」のうち、「（1）外出自粛等要請前後における人口変動について」、震災復興・企画部長から説明してください。

（震災復興・企画部長）

< 資料2について説明 >

（本部長：知事）

少しずつ上がってきた、ということですね。

それでは次に「（2）新型コロナウイルス感染症対策の移行について」、保健福祉部長から説明してください。

（保健福祉部長）

< 資料3, 4について説明 >

（本部長：知事）

ただいまの保健福祉部長の説明に対しまして、ご意見ご質問はございますか。

私から確認させていただきます。

2つあるんですけども、まず1つ目、感染拡大が今後起こる可能性があるわけですけども、そのときの備えについて状況はどうですか。

（保健福祉部長）

はい。基本的対処方針の中でも、新規の感染の増大に十分対応できるように、医療提供体制の維持や保健所の体制強化、またクラスター対策の強化が定められております。本県では現在、入院している患者さんはお一人だけという状況でありますけれども、入院病床については、感染症指定病院それから協力病院含めて約90床前後、常に確保できている状況です。またピーク時に向けては、400床程度を確保できる見込みとなっておりますけれども、引き続き医療提供体制については、医療機関等とよく話し合いながら、この体制を適切に維持し、また規模については引き続き状況を見ながら相談してまいりたいと考えております。

また保健所の体制につきましては、庁内での人員のシフト、またOB人材の活用なども含めて対応しているところであります。クラスター対策についても、仙台市と連携しながら、これまでの経験と課題を生かして引き続き迅速な対応ができるようにしてまいりたいと考えております。

(本部長：知事)

分かりました。病床については、今の確保状況をずっと維持すると病院に相当負担を掛けてしまいますし、ベッドを無駄に使うことになってしまいますから、出来るだけ近いうちに病院長会議などでよく意思疎通をして、いざというときにはまた病床を増やせるように、柔軟な対応ができるようにしてもらいたいと思います。

(保健福祉部長)

分かりました。

(本部長：知事)

それから保健所の体制強化については、OBを使ってはいるんですけども、収まったからといってOBの皆さんが一旦なくなってしまって、また戻ってくれと言ってすぐ戻ってこれなくなるかもしれませんので、その辺りもしっかり調整していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

(保健福祉部長)

はい。これまで11人の方に御協力いただいております。常勤非常勤はそれぞれ事情がありますけれども、非常に助かる人材ですので、引き続きそのような体制をしっかりと組んでいきたいと考えております。

(本部長：知事)

それからもう一つ、行動制限の再度の要請、再び県民の皆さんや企業に対してですけれども、そういった、レベルを上げる、厳しい基準にする場合の判断基準は何か考えていますか。

(保健福祉部長)

はい。先ほど申し上げました国の基本的対処方針の中にも、感染拡大の傾向が見られる場合には措置等を講じるものとし、できる限りあらかじめその判断基準や考え方を設けておくという記載があります。実際にそのような基準を設けている都道府県があることも承知しておりますが、本県の場合には、4週間程度、新規の発生がないという現状でありまして、もちろん油断はできないと思っておりますけれども、今の段階でそのように非常に低いレベルにありますことから、具体的にどのような基準を、改めて措置する場合の基準を設けるかはなかなか難しさがあると思えます。

ですので今後、早めに感染症の専門家の先生方と相談しながら協議をしてまいりたいと

考えております。

(本部長：知事)

私もあまり客観的な基準にこだわると柔軟性がなくなってしまいますので、専門家の医師の意見をよく聞きながら、ある程度柔軟に、幅を持たせて対応してまいりたいと思いますので、医師会や病院関係との調整をよろしくお願いします。

(保健福祉部長)

分かりました。

(本部長：知事)

それから企画部長、昨日記者会見で、コロナのアプリ、M I C Aを発表いたしました。いま保健福祉部長から説明ありましたが、昨日の総理会見の中で、来月には接触確認アプリを出すという話がありましたので、あまりM I C Aにこだわるのではなく、政府の新たに出す接触アプリ、こちらのほうが使い勝手がいいとなりましたらすぐに切り替えて、それまでの、スタートするまでの代用としてですね、M I C Aを活用するというような意識でいていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(震災復興・企画部長)

分かりました。

(本部長：知事)

他に何かございますか。よろしいですか。

次に「(3) みやぎお知らせコロナアプリ (M I C A) について」、改めて、震災復興・企画部長から説明してください。

(震災復興・企画部長)

< 資料5について説明 >

(本部長：知事)

質問ありますか。よろしいですか。

次に「(4) 緊急事態宣言相談ダイヤルの廃止について」、経済商工観光部長、説明してください。

(経済商工観光部長)

< 資料6について説明 >

(本部長：知事)

質問、ご意見、よろしいですか。

また、患者が発生するということになりましたら相談ダイヤルを作りますので、その心の準備をお願いします。

(経済商工観光部長)

はい。分かりました。

(本部長：知事)

次に「(5) 県主催イベント・会議等の考え方について」、保健福祉部長、説明してください。

(保健福祉部長)

< 資料7について説明 >

(本部長：知事)

ただいまの説明について、ご質問ご意見、よろしいですか。

それでは、これまでの説明全体について、何か、よろしいですか。

全国で緊急事態宣言が解除されたわけではございますが、本県としては、国の基本的対処方針に基づき、新しい生活様式の定着を前提としながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていきたいと考えております。本日は専門家の先生方は欠席されておられますが、専門の先生方からのご意見、何か承っておりますら、保健福祉部長説明してください。

(保健福祉部長)

本日は3名の専門家の先生方いずれもご都合により欠席ですけれども、あらかじめ、本日の予定の資料を見ていただきました。

宮城県医師会の佐藤会長から了解いただきました。また東北大学病院の冨永院長からも了解をいただきました。さらに宮城県の感染症対策委員会委員長であります東北医科薬科大学の賀来特任教授からもご了解いただきましたけれども、賀来先生から具体的なコメントを頂戴しているのでご紹介したいと思います。「総じて、第二波に備えて、しっかり感染対策について記載されている。解除されたからといって、すぐに元の生活に戻るわけではなく、移行期間を設けていること、また新しい生活様式を取り入れることが記載されている。外出に関しても、三密、三つの密を避ける、基本的な衛生対策を継続することが記載されている。移動の注意も記載されている。職場についてもテレワークなどの対策の継続が記載されている。イベント開催やクラスター発生施設の利用に当たっても、アプリ活用を含み注意が書かれている。」ということについて、評価をいただいたコメントがありましたのでご紹介いたします。

以上です。

(本部長：知事)

それでは、本県の本日からの方針については、今説明したとおりの、資料のとおりの内容で決定したいと思います。これに対して御異議ございませんでしょうか。

(出席者)

< 異議なし >

(本部長：知事)

それでは、このとおり決定させていただきたいと思います。

なお、緊急事態が全面解除されたとは言え、国内の感染者がゼロになったわけではありません。県内はもちろん、近隣自治体や全国の感染状況を引き続き注視し、また、近隣自治体とも感染拡大防止の取組について連携を図ってまいりたいと考えております。

それでは最後になりましたが、仙台市の曾田局長から一言お願いしたいと思います。

(仙台市新型コロナウイルス感染症対策調整担当局長)

改めましてこの間の取組み、また市民県民の皆様の御協力、事業者の皆様の御協力で、このような今の状況に至っているものと考えてございます。引き続き感染の兆候などを瞬時に察知いたしまして、しっかりと準備をさせていただき、また宮城県さんと連携させていただきながら感染の拡大防止に努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(本部長：知事)

よろしく願います。

それでは最後に、「3 その他」として、これまでの内容等について、発言があれば挙手をお願いします。よろしいですか。

今回の本部会議についてですが、保健福祉部長、どのように考えておりますか。

(保健福祉部長)

はい。今後、感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られた場合は随時開催をお願いしたいと思っております。仮にそういうことがなければ、今回決定いただいた内容は移行期間として7月末までのものでありますので、7月末の段階で国から通知が出ることも想定されますので、その段階で会議を開くようお願いしたいと考えております。

(本部長：知事)

はい。それで皆さんよろしいでしょうか。仙台市さんもよろしいでしょうか。

それでは、状況が落ち着いている間は、本部会議は開催致しませんが、必要時、幹事会等で全庁的な情報共有を図ってください。また、第1波の対応について各部局でしっかり対応を振り返り、次の流行に備えていただきたいと思います。

それでは以上で、議事を終了します。

(危機管理監)

以上で宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び宮城県危機管理対策本部会議を終了いたします。